

- 政治、労働、宗教、社会教育、社会福祉等、営利を目的としない活動のため『許可地域に15日間を超えないで』設置(表示)されるはり紙、はり札、広告旗、立看板【条例第7条第7項・別表第2第8号】

【16日以上掲出するものは、事前に許可を得てください。】

広告物の区分	適用除外により許可なく表示(設置)できる基準
はり紙	<ol style="list-style-type: none"> 1 1枚の表示面積は、1㎡以下であること。 2 表示の始期及び終期が明示されていること。
はり札	<ol style="list-style-type: none"> 1 1枚の表示面積は、1㎡以下であること。 2 表示の始期及び終期が明示されていること。 3 表示しようとする者の氏名及び住所が明示されていること。
広告旗	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示部分は、縦1.8m以下、横0.6m以下であること。 2 上端の高さは、地上から3m以下であること。 3 道路上に突き出していないこと。(本体を設置する場合を含む) 4 表示の始期及び終期が明示されていること。 5 表示しようとする者の氏名及び住所が明示されていること。
立看板	<ol style="list-style-type: none"> 1 縦1.8m以下(脚部を含む)及び横0.6m以下であること。 2 表示の始期及び終期が明示されていること。 3 表示しようとする者の氏名及び住所が明示されていること。

※ペットの飼い主自らが、迷子のペット捜しのため、はり紙を許可地域に15日間貼る場合は、営利を目的としない活動として、屋外広告物の許可は必要ありません。

◆上記基準に適合しても、「禁止地域」や「禁止物件(信号機から10m以内の電柱類を含む)」には設置(表示)できません。

◆違反状態にある「はり紙、はり札の類、広告旗、立看板の類」は、屋外広告物法に基づき、市職員(市長の委任を受けた市民等を含む)等が除却(撤去)することがあります。

◆公職選挙法に基づき、選挙運動のために使用する広告物は、禁止地域や禁止物件などにも許可なく表示できますが、投票日が過ぎたら直ちに撤去してください。

◆選挙期間以外の政治活動用ポスター等は、「営利を目的としない広告物(上記基準)」として15日間に限り、許可なく掲出できる広告物に該当します。

※掲出当初から、15日を超えて表示することが明確なものは、許可を得てから掲出してください。(政治資金規正法第6条第1項の届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札、広告旗、立看板の許可申請に係る審査手数料は、「所沢市建築・開発関係手数料条例」の規定により免除されます。)